

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における欧州一般データ保護規則に関する規程

令和元年12月1日
自機規程第124号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における欧州経済領域内（European Economic Area。以下「E E A」という。）で取得した個人データの取扱いに関する基本的事項を定め、機構の業務の適性かつ円滑な運営を図りつつ、欧州一般データ保護規則（General Data Protection Regulation。2018年5月25日適用。以下「G D P R」という。）に定められる個人データの適切な取扱い及び有効な義務を確保することを目的とする。

(総括データ保護責任者等)

第2条 機構は、総括データ保護責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構個人情報保護規程（平成17年自機規程第54号。以下「保護規程」という。）に定められる総括個人情報保護管理者をもって充てる。

2 機構は、機関等データ保護責任者（以下「機関等責任者」という。）を置き、保護規程に定められる機関等個人情報保護管理者をもって充てる。

3 機構は、G D P Rに係る個人データを取り扱う際、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、保護規程に定められる個人情報保護管理者をもって充てる。

4 機構は、G D P Rに係る個人データを取り扱う際、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置き、保護規程に定められる個人情報保護担当者をもって充てる。

(総括データ保護責任者等の任務)

第3条 総括責任者は、G D P Rに定義される「Data Protection Officer」に相当するものとし、機構におけるG D P Rに関する事務を総括する。

2 機関等責任者は、機構におけるG D P Rに関する事務について総括責任者を補佐するとともに、当該機関等におけるG D P Rに係る個人データを適切に管理する。

3 保護管理者は、保護規程第2条第8号に定める各課室におけるG D P Rに係る個人データの適切な管理を確保するとともに、G D P Rに係る個人データを情報システムで取り扱う際、当該システムの管理者と連携して、その任に当たる。

4 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保護規程第2条第8号に定める各課室等におけるG D P Rに係る個人データの管理に関する事務を担当する。

(G D P Rに係る個人データ処理の原則)

第4条 保護管理者は、G D P Rに係る個人データを処理するに当たり次の各号に掲げる原則を遵守しなければならない。

一 適法性、公平性及び透明性の原則

- 二 目的の限定の原則
- 三 個人データの最小化の原則
- 四 正確性の原則
- 五 保管の制限の原則
- 六 完全性及び機密性の原則

2 保護管理者は、前項に掲げる原則の遵守を証明できなければならない。

(GDPRに係る個人データの適法な処理)

第5条 保護管理者は、次の各号に掲げる要件を満たした場合にのみ、GDPRに係る個人データの処理を行うことができるものとする。

- 一 個人データの主体が1つ以上の特定の目的のために自己の個人データの処理に同意を与えた場合
- 二 個人データの主体が当事者となっている契約の履行のために処理が必要な場合又は契約の締結前の個人データの主体の求めに応じて手続を履行するために処理が必要な場合
- 三 機構が従うべき法的義務を遵守するために処理が必要な場合
- 四 個人データの主体又は他の自然人の重大な利益を保護するために処理が必要な場合
- 五 公共の利益又は機構に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行において処理が必要な場合
- 六 機構又は第三者によって追求される正当な利益のために処理が必要な場合。ただし、個人データの主体の、特に子供が個人データの主体である場合の個人データの保護を求める基本的権利及び自由が、当該利益に優先する場合を除く。

(GDPRに係る個人データの移転)

第6条 保護管理者はGDPRに係る個人データを移転する場合、GDPRに定める要件を遵守して行うものとする。

(GDPRに係る個人の権利)

第7条 保護管理者は、GDPRに係る個人の権利を尊重し、その行使に対して適切に対応するものとする。

(関係法令・規程の遵守)

第8条 機構は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱に関する補完的ルール（平成30年9月個人情報保護委員会作成。）及び保護規程等の関係法令・規程を遵守し、適切に個人データを取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。